

EU 税務上の国家補助についての概要 (EU Fiscal State aid – a briefing document の仮訳)概要

October 2014

In brief

EU(欧州連合)の政策執行部門にあたるEC(欧州委員会)は、アグレッシブ タックス プランニングと認知されるプランニングは、EU域内市場の原則(その一つは公正競争規約である)に反するものと考えています。EU加盟国はECによる事前の許可なしには、EU域内の一定の企業に対して、補助金や租税負担の軽減等の国家補助を供与することはできません。事前の許可なしに供与された補助は、法令違反となり、供与を受けた企業は、当該補助の返済を義務づけられます。近年では、ECは国家補助をBEPSの一環として捉えています。以下は、国家補助に関する、よくある質問と回答です。

In detail

国家補助の何が問題なのでしょう？

質問1: どのような状況において、国家補助が問題となるのでしょうか？

EU国家補助規約は、EU加盟国及びEEA3国(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー)で事業活動を営む場合に適用されます。事業活動を「営む」の範囲は判例でも広義に解釈されており、パートナーシップや会社の形態で活動が行われている場合や、恒久的施設によって活動が行われている場合を含みます。

質問2: 国家補助とはどのようなものなのでしょうか？

上記の質問1の国においては、EC(EEA3国に関してはEFTA監視当局)による事前の許可なしに、一定の事業体に対して形態の一定の国家補助を供与することは禁止されています。この規約は、EU、EEA域内の公正な競争を保護するために設けられたもので、欧州連合競争法の一部を構成しています。国

家補助を禁止する法的根拠は、欧州連合の機能に関する条約(Treaty on the Functioning of the European Union: TFEU)及び、EEA3国間協定に認められます。

最も単純な国家補助の例としては、一定の企業に直接供与される補助金です。しかしながら、国家補助には、優遇措置がなかったとすれば負担された租税の軽減(例えば税金の免除)等、特定の企業に対して選択的な恩恵を与えるものがあり、これこそが、税務上の国家補助といわれるものです。

質問3: 税務上の国家補助はどのような形式により供与されるのでしょうか？

広義には、税務上の国家補助は、次の2つの形態に区分されます。

- (i) 選択的な優遇措置を供与する税制措置、
- (ii) 個別のルーリング等により納税者に供与される優遇措置

質問4: 国家補助はいつでも禁止されるのでしょうか？

いいえ、一定の状況下において、EU又はEEA加盟国により供与される補助は、EU法に反しないものとされます。ある補助がEU法違反か否かの決定は、ECが行います(当該決定への不服申し立ても認められます)。EC(EEA3国に関してはEFTA監視当局)による事前の許可なくして供与された国家補助は、EU法違反であることは明らかです(但し、新たな加盟国の場合について、以下をご参照ください)。

質問5: 補助が違法な国家補助であると認定された場合にはどのようになりますか？

ECないしはEFTA監視当局が調査を行った結果、(補助に係る)税務上の便益が国内法の許容する範囲よりも優遇的な扱いとなっているか、国内法それ自身が正当化できないような選択的優遇措置を供与していると最終的に判断した場合は、当該補助を供与した国家に対して、納税者から当該便益について有利子で取戻し課税を行う(調査開始から10年を期限とする)ことを命じることとなります。

質問6: EUへの加盟前、又はEEA協定の締結前に当該国家が補助を行っていた場合はどうなりますか？

EUの新加盟国、ないしはEEAの新協定国が、当該加盟等の前から、加盟等の後も引き続き補助を行っている場合には、当該「既存の補助」については、取戻し課税の対象とはされません。EU、EEA監視当局は、当該補助制度を監視しつつ、将来において当該補助を撤廃すべきことを指示することもあります。

質問7: 補助の額をどのように算定するのでしょうか？

取戻し課税の対象となる補助の額は、本来支払うべきであった税額、即ち選択的優遇措置を適用しないで算定した税額と実際に支払われた税額を比較して計算されます。

質問8: 取戻し課税は、米国で外国税額控除の適用を受けることはできますか？

適用の可否は、個別の事実関係によって異なります。取戻し課税は通常、(補助を供与した)EU加盟国等の徴税制度を通じて、過年度の違法な減免税の追徴課税として行われ、現地国での追加の納税額となります。

何故、国家補助が今、これほど問題とされているのでしょうか？

質問9: ECはこれまで、国家補助に関してどのようなことを行ってきたのですか？

2014年初頭、OECD/G20によるBEPS行動計画の検討の進展と、多国籍企業によるアグレッシブ タックス プランニング、租税回避、脱税等の取締りをEU独自の行動指針と定めた経緯から、ECは、国家補助を新たな焦点とすることを公表しました。具体的なアクションとしては、特定の税務上のルーリングや税制について一連の調査を開始したのです。調査対象とされた事例は、これまで、ECが大いに注目していたものです。

質問10: 現在行われている調査はどのような補助に関するものですか？

ECは現在、移転価格税制と利益配分が適用される様々な事例の調査を行っています。現段階では、ECは2つの事例において、独立第三者間価格設定と異なるアプローチを採用している可能性があり、国家補助の観点から問題を生じさせるであろうとの指摘を行っています。

質問11: 国家補助の問題は移転価格税制の適用に限定されているのですか？

現在行われている調査では、移転価格税制の適用と、事業の実態についての精査が重要な項目であることは確かです。しかしながら、国家補助規約は移転価格税制のみならず、従前の多くの調査、特に加盟国の一部に存在する特別な優遇税制の調査の中心にありました。選択的租税軽減をもたらす、いかなる措置や取決めも、国家補助になりうるからです。

質問12: 今後はより多くの税務上の国家補助について調査が行われるのでしょうか？

現時点では、今後より多くの国家補助に関する調査が行われるか否か、仮に増えるとしても、いかなる事業体や租税措置が調査対象となるのか、は予想し難いと言えます。しかしながら、現状のECの動向から判断するに、更に多くの調査が行われる可能性は高いと思われます。

質問13: 現行の調査で、ECが最終的な判断に到るまでどれ位かかるのでしょうか。

事前の照会がなかった、従って違法な新事例の場合は、ECが調査開始からいつまでに最終的な判断を出すべきかという時間的制約はありません。調査対象とされる加盟国とのやりとりや、問題の複雑さ、関与する者の多寡にもよりますが、調査開始から最終的な判定に到るまでは、少なくとも1年半から2年はかかり、更に長期に及ぶこともありえます。

PwCはこの問題に対してどのように取り組んでいるのでしょうか、企業は何をするべきなのでしょう。

質問14: より詳細な情報はどこで入手できるのでしょうか？

PwCのEU直接税グループ (EU Direct Tax Group: EU DTG) の下に、EU9カ国からのメンバーより構成される国家補助分科会 (State Aid working group: SAWG) が置かれており、国家補助に係る動向のモニターと、ニュースアラートの作成・配信を行っています。

質問15: 納税者は、現存するいかなる税務上の取決めについて、検討を行うべきでしょうか？

税務のルーリング、取決め、税制措置が、ECの調査ないし事実認定の対象とされることが明らかである場合や、調査や事実認定を受けている他の加盟国と近似する状況にある場合には、国家補助の問題を検討する必要があります。

質問16: いかなる時点で、国家補助の問題に直接関与することとなるのでしょうか？

たとえ国家補助を受けたとされる企業が特定の1社である場合も、ECの国家補助に関する判断はその加盟国に対して通知されます。調査の対象とされる税制措置の多くは、数多くの匿名の(名前が非公開となっている)受益者(例えば一定のセクター)が関与しているものです。貴社が、当該調査事例の「利害関係人」に当たる場合は、正式に調査を開始するとECの決定に対して、書面で見解を提出することが認められています。又、ECの行動が貴社の「直接的、個別的な利害に関係する」ことを証明できる場合には、欧州の裁判所において、一定の期限内に限り、ECの事実認定に対する反論を行うことができます。

質問17: 税務当局と税務上の取決めを交わす場合、いかなる時に国家補助についての検討が必要ですか？

税務当局とある種の税務上の取扱いを決定する場合、それが個別のルーリングによるか、取決めや特定の税務措置の適用によるかを問わず、国家補助の問題は検討が必要です。EU及びEEA加盟国において、税務上の規則、税制度、税務措置、課税評価、当局との合意、個別のルーリング等いずれかを問わず、それが異常であったり、それにより税負担が不当に優遇される場合には、国家補助の観点から検討を加える必要があります。

質問18: PwCはどのように支援をしてくれるのでしょうか？

私どもは、ECによる国家補助の認定により、個別の調査やその後の訴訟等による影響を受けると思われる企業のリスクを評価します。私どもの支援に関しましては、各国のPwCメンバーファームにご照会いただいても結構ですし、場合によってはPwCの国家補助分科会 (SAWG) のメンバーが、直接支援のお手伝いをさせていただくこともございます。コンタクト先は次頁をご参照ください。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

川崎 陽子

03-5251-2450

yoko.kawasaki@jp.pwc.com

パートナー

鬼頭 朱実

03-5251-2461

akemi.kitou@jp.pwc.com

ディレクター

荒井 優美子

03-5251-2475

yumiko.arai@jp.pwc.com

PwC State Aid Working Group

Sjoerd Douma, *Netherlands*

SAWG Chair

+31 88 792 42 53

sjoerd.douma@nl.pwc.com

Anna Gunn, *Netherlands*

SAWG Secretary

+31 88 792 4249

anna.gunn@nl.pwc.com

Bob van der Made,

Netherlands/Brussels

+31 88 792 3696

bob.van.der.made@nl.pwc.com

Peter Cussons, *United Kingdom*

+44 20 7804 5260

peter.cussons@uk.pwc.com

Jonathan Hare, *United Kingdom*

+44 20 7804 6772

jonathan.hare@uk.pwc.com

Claudio Valz, *Italy*

+39 02 91605831

claudio.valz@it.pwc.com

Carlos Concha, *Spain*

+34 915 684 365

carlos.concha.carballido@es.pwc.com

Steffen Sühnel, *Germany*

+49 30 2636-1291

steffen.suehnel@de.pwc.com

Björn Bodewaldt, *Germany*

+49 40 6378-1023

bjoern.bodewaldt@de.pwc.com

Edward Attard, *Malta*

+356 2564 6750

edward.attard@mt.pwc.com

Nana Sumrada, *Slovenia/CEE*

+38 65160 8895

nana.sumrada@si.pwc.com

Pieter Deré, *Belgium*

+32 9 2688321

pieter.dere@be.pwc.com

Emmanuel Raingeard de la Blétière, *France*

+33 1565 74014

emmanuel.raingeard@fr.landwellglobal.com

Additional contacts

Stef van Weeghel, *Amsterdam*

Global Tax Policy Leader

+31 (0) 88 7926 763

stef.van.weeghel@nl.pwc.com

Isabel Verlinden, *Belgium*

Global Transfer Pricing Leader

+32 475 30 14 53

isabel.verlinden@be.pwc.com

Calum Dewar, *New York*

+1 (646) 471-5254

calum.m.dewar@us.pwc.com

Alina Macovei, *Luxembourg*

+352 49 4848 3122

alina.macovei@lu.pwc.com

Anne A. Harvey, *Ireland*

+353 1 792 8643

anne.harvey@ie.pwc.com

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約500人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国におよぶグローバルネットワークに195,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2014 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複製・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細はwww.pwc.com/structureをご覧ください。